

相続人代表者指定届兼現所有者申告書

☐ 固定資産税
☐ 住民税
☐ 軽自動車税

令和 年 月 日

菊池市長 様

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、
下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。
併せて、菊池市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を申告します。
なお、今後本件に関する紛争があった場合は、当方にて解決し、貴市に対し一切ご迷惑をおかけしません。

相続人の 代表者 (現所有者 代表)	住 所	〒	
	ふりがな		生 年 月 日
	氏 名	⑩	T・S・H 年 月 日
	個人番号または 法人番号	記入不要	
	電話番号		続柄()
被 相 続 人	死亡時の住所		
	ふりがな		
	氏 名		
	死亡年月日		

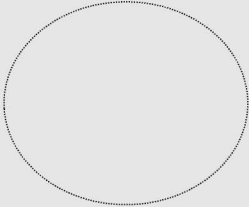
※相続人が2名以上の場合、下記にご署名及び押印をお願いします。
※相続人本人の署名が困難な場合は、本人の了承を得ていれば代筆でも構いません。（押印不要）

(代表 以外の 現所有者 の 相続人)	氏 名 (印鑑)	被相続人 との続柄	住 所
	⑩		
	⑩		
	⑩		
	⑩		
	⑩		
	⑩		

※続柄の戸籍確認者 本庁 ・ 七城 ・ 旭志 ・ 泗水 氏名()

※この書類は相続人（現所有者）の代表者を決定するものであり、相続登記及び
名義変更が完了するまでのものです。この書類によって登記簿の登記名義人が
変更になるものではありません。
※相続人が相続財産法人等の場合は、氏名欄に法人名を、住所欄には事務所
又は事業所等の所在地を記入してください。

確認	入力



相続人代表者指定届兼現所有者申告書

■ 固定資産税
□ 住民税
□ 軽自動車税

令和 〇 年 〇 月 〇 日

菊池市長 様

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。
併せて、菊池市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を申告します。
なお、今後本件に関する紛争があった場合は、当方にて解決し、貴市に対し一切ご迷惑をおかけしません。

相続人の 代表者 (現所有者 代表)	住 所	〒861-〇〇〇〇 菊池市隈府〇〇〇番地		
	ふりがな	きくち はなこ		生 年 月 日
	氏 名	菊池 花子	認印	S30.1.1
	個人番号または 法人番号			
	電話番号	0 9 8 8 - 2 5 - 〇 〇 〇 〇		続柄(妻)
被 相 続 人	死亡時の住所	菊池市隈府〇〇〇番地 ※最終住所登録地を記入してください		
	ふりがな	きくち たろう		
	氏 名	菊池 太郎 ※固定資産税の場合は登記名義人氏名です		
	死亡年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		

※相続人が2名以上の場合、下記にご署名及び押印をお願いします。
※相続人本人の署名が困難な場合は、本人の了承を得ていれば代筆でも構いません。(押印不要)

(代表以外の 現所有者 代表)	氏 名 (印鑑)	被相続人 との続柄	住 所
	菊池 一夫 認印	長男	菊池市隈府〇〇番地
	菊池 二郎 認印	次男	菊池市亘〇〇番地
	七城 舞 認印	長女	菊池市旭志小原〇〇番地
	印		
	印		
	印		
	印		

※この書類は相続人(現所有者)の代表者を決定するものであり、相続登記及び
名義変更が完了するまでのものです。この書類によって登記簿の登記名義人が
変更になるものではありません。
※相続人が相続財産法人等の場合は、氏名欄に法人名を、住所欄には事務所
又は事業所等の所在地を記入してください。

確認	入力

